

# 石垣市立明石小学校 いじめ防止基本方針

本方針は、『いじめ防止対策推進法（平成25年）』に基づき、石垣市立明石小学校の全ての児童が安心・安全な学校生活を送ることが出来るよう、「いじめ防止」を目的に策定する。

## いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（いじめ防止対策推進法より）

## 1 石垣市立明石小学校いじめ防止基本方針

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

石垣市立明石小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめの問題克服に向けて取り組むために、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「明石小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

石垣市立明石小学校は、いじめ防止等のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、学校の設置者とも連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### (1) 本校の実態

本校は児童数20名の僻地少人数校である。一人一人への目配りが行き届くため、深刻ないじめ等の発生報告はこれまで特にない。学年縦割りの活動も多いため、高学年児童が低学年児童の面倒もよく見ている。

### (2) 本校の課題

他校からの転入児童には学校のスタイルや雰囲気にも早めに関与することが出来るよう他の児童の声かけや協力を促している。今後、いじめ等の発生が起らないよう気にかけていく取組は求められる。

## 3 いじめ問題への対応について

### (1) いじめの防止（未然防止）のための取り組み

① 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。

② 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子どもの社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。

③ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進

める。

- ④ 子どもがいじめの問題について学び、子ども自らがいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。
- ⑤ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ⑥ いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通の理解を図り、未然防止に取り組む。
- ⑦ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取り組みとなるよう改善に努める。
- ⑧ パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校におけるモラル教育の充実に努める。

## (2) いじめの早期発見のための取り組み

- ① 休み時間や放課後の子どもの様子、日記等での子どもとの日常のやりとり、個人面談や家庭訪問を通して、アンテナを高く子どもたちを見守る。
- ② ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子どもが日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ③ 子どもや保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室での相談窓口について周知するよう努める。

## (3) いじめが起きたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。
- ③ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「生徒指導推進委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- ④ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子どもといじめた子どもそれぞれの保護者に連絡する。
- ⑤ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- ⑥ いじめられた子ども又はその保護者へは次のような支援を行う。
  - ・ 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子どもの安全を確保する。
  - ・ 必要に応じ、いじめた子どもを別室で指導することで、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられるようにする。
  - ・ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- ⑦ いじめた子どもとその保護者へは次のように指導・助言を行います。
  - ・ 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
  - ・ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
  - ・ いじめた子どもへは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
  - ・ いじめの背景にも目を向け、いじめた子どものプライバシーには十分に留意した対応を行う。
  - ・ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子どもの健全な成長を促すことを目的に行う。
- ⑧ いじめが起きた集団の子どもに対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その 中

で同調していた子どもに対しては、同調はいじめに加担をすることであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。

- ⑨ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子どもとの関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守り続ける。
- ⑩ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める指導をする。
- ⑪ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取り組みについて周知する。
- ⑫ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

#### 4 重大事態への対応について

##### (1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ② 「相当の期間学校を欠席することを與儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）」
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

##### (2) 重大事態の対応についての留意事項

- ① 速やかに石垣市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ② 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断する。当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ③ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

#### 5 いじめ防止等の対策のための組織

##### (1) 校内生徒指導推進委員会（以下委員会）

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための「生徒指導推進委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

##### ① 委員会の役割【相談体制の拡充】

いじめに関する事象が発見された場合は、速やかに管理職に報告する。

すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職に報告するという義務がある。

校長は、生徒指導主任・担任による注意・指導で解決を図ることが出来る事象かどうかを判断し解決できない事象と判断した場合は、即時に校内生徒指導推進委員会を開催する。

臨時委員会において、生徒指導主任は、児童からの聴取、聴取後の対応、保護者対応を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。

委員長（校長）は、状況を委員会へ随時伝え、連携して対応を図り、報告書の提出を行う。

いじめ事象のレベルに応じて対応方針及び対応措置を委員会で決定するが、警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。

なお、通報時には、被害者・被害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞いて、適切に対応する。

指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取組（継続的な観察・指導、保護者との連携・行政等関係機関との連携）を行う。

##### ② 緊急窓口の整備

深刻な事案に迅速に対応できるよう委員会の窓口を教頭に一本化する。

##### ③ 実態把握の改善

校内委員会は、いじめに関するアンケート調査を適切な時期に実施する。

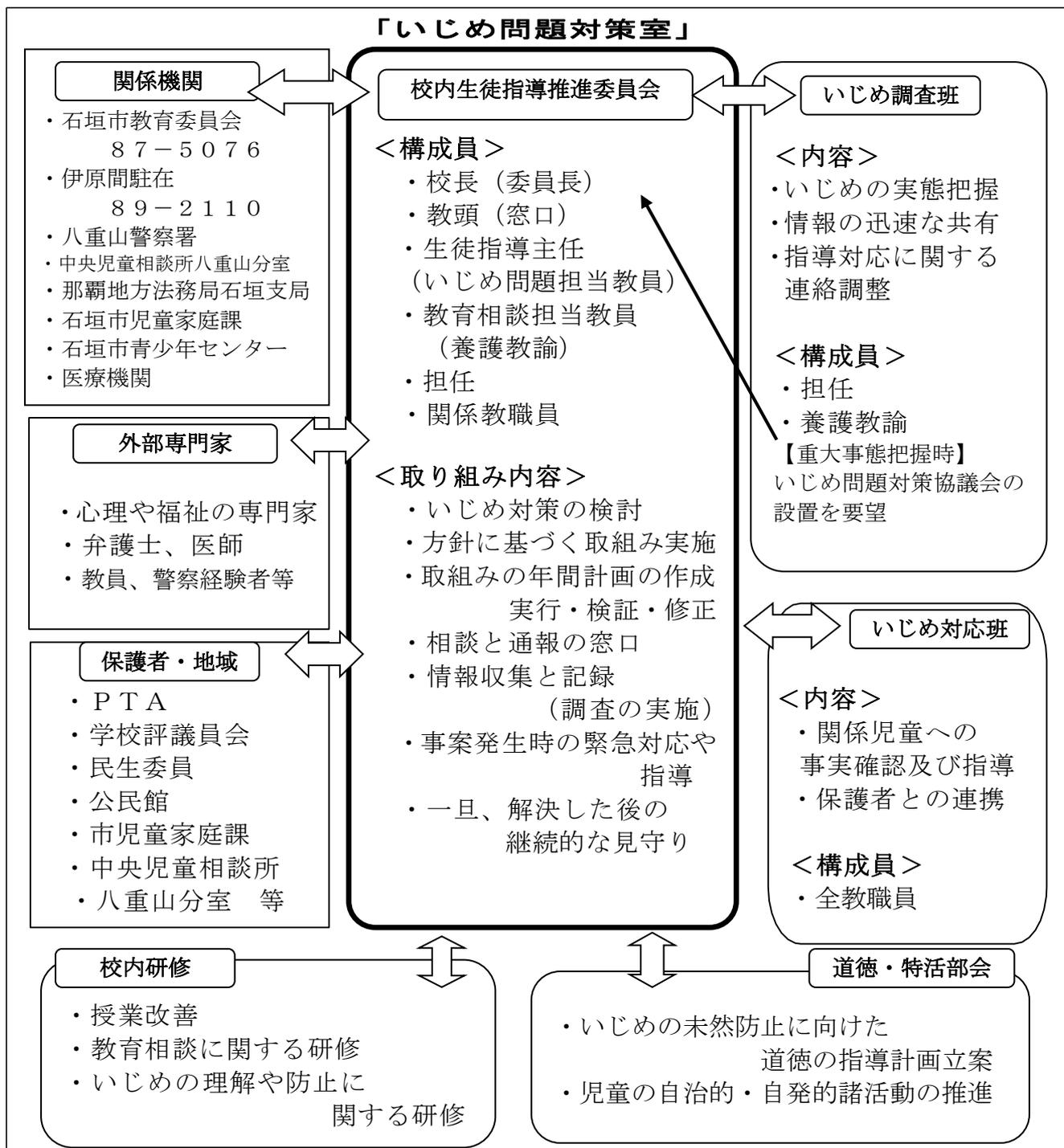
④ 教職員の取組支援

- ・ 研究主任は、いじめ防止・解決に関わる資料の紹介と含め「いじめ」についての校内研修を実施する。
- ・ 視聴覚主任は、携帯・インターネット問題の講習会を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。
- ・ 各担任は、講習会を受け、情報モラルの授業を徹底する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) 組織図



## 6 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

### (1) 学校全体としての取組

			児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の価値観等の理解（道徳・特活）</li> <li>○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル）</li> <li>○正しい判断力の育成（道徳・特活）</li> <li>○奉仕的体験活動への積極的取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成</li> <li>○携帯電話、ネット、ゲーム等の約束作り</li> <li>○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成</li> <li>○地域での様々な体験への参加</li> </ul>
いじめの早期発見			<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団から離れて一人である児童への声かけ</li> <li>○個別面談や生活アンケートによる情報収集</li> <li>○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的・積極的な子どもとの会話</li> <li>○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック</li> <li>○子どもの持ち物の紛失や増加に注意</li> </ul>
いじめの 早期対応	暴力を伴う いじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り</li> <li>○いじめの原因や背景による根本的な解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは全体に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景による根本的な解決</li> <li>○関係機関（警察、児童相談所等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）</li> </ul>
	暴力を伴わない いじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り</li> <li>○いじめの原因や背景による根本的な解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決</li> <li>○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）</li> </ul>
	行為がわかりにくい いじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束</li> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決</li> <li>○関係機関（カウンセラー等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> </ul>
	直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> <li>○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解</li> <li>○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導</li> <li>○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成</li> </ul>

### (2) 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発 (PTA教育講演会の実施等)</li> <li>○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践</li> <li>○父親の子育てへの積極的参加を啓発</li> </ul>
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼</li> <li>○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと</li> </ul>

## 7 教育委員会や関係機関との連携

### (1) 委員会への報告

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

### (2) 警察署への通報・援助要請

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 8 保護者への連携と支援・助言

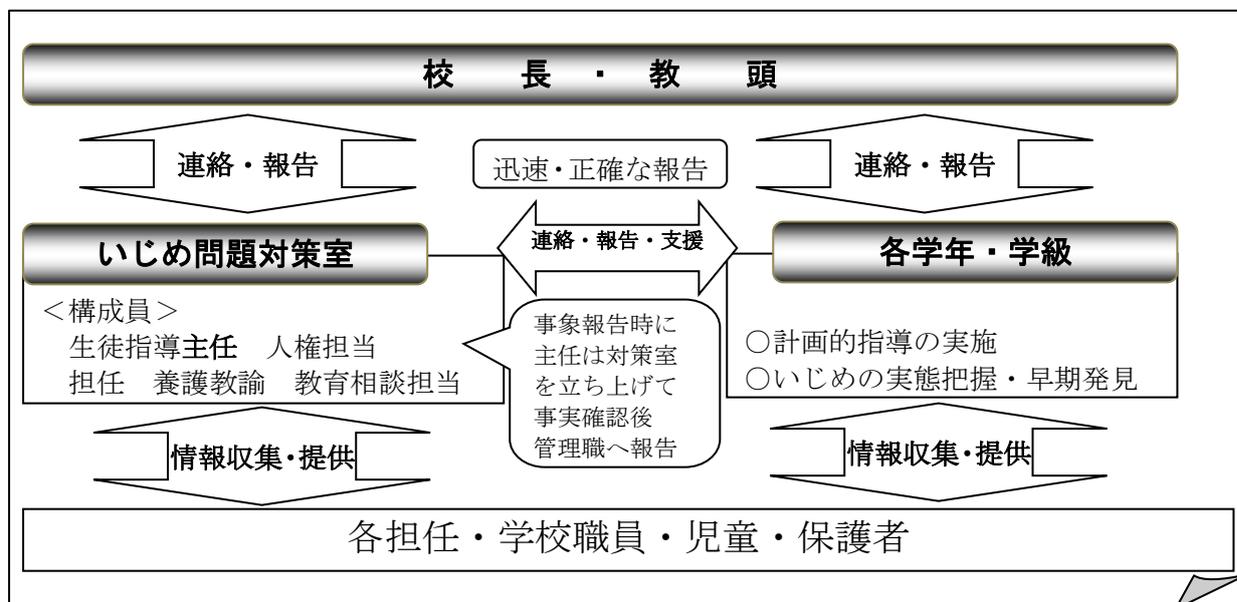
いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 9 懲戒権の適切な行使

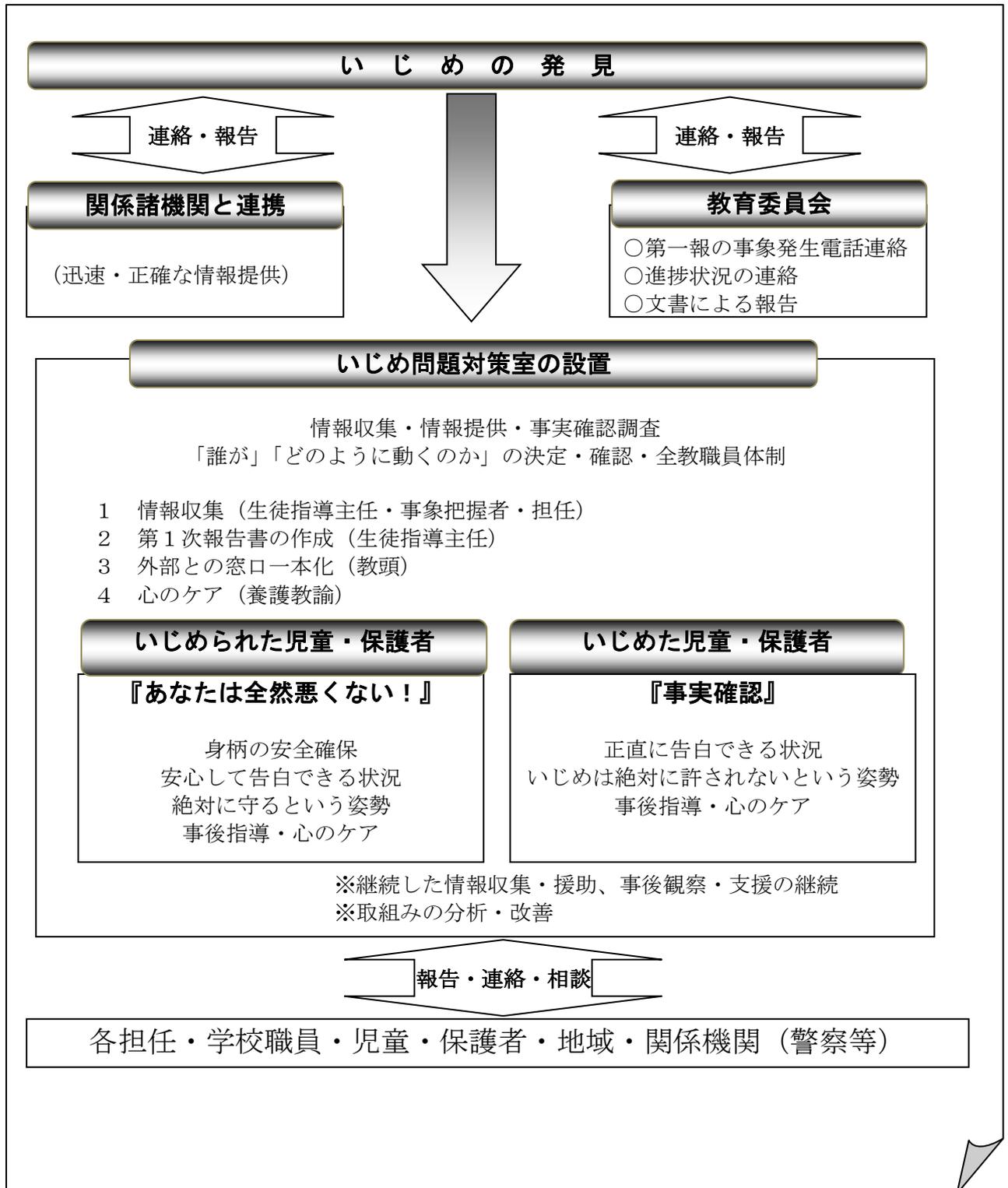
教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していくこととする。

## 10 いじめ防止体制

### (1) 平常時



(2) いじめ発生時



### (3) いじめ発生時（重大事態）

重大事態が発覚した時点で、校長は「いじめ問題対策協議会」を立ち上げ、組織的に対応する。



## ■ 重大事態とは・・・

「いじめの防止等のための基本的な方針」第2いじめの防止等のための対策の内容に関する事項より抜粋

### ○ 重大事態の意味について

**いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）**（学校設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ○ 児童生徒が自殺を企図した場合  | ○ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○ 金品等に重大な被害を被った場合 | ○ 精神性の疾患を発症した場合  |

などのケースが想定される。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる

## 11 事後対応措置

事後対応措置決定指示【校長】		
<b>マスコミ対応：(校長)</b> ・マスコミ対応全般 ・校務効率化による体制強化	<b>関係機関連携対応等：(教頭)</b> ・委員会、関係機関への報告 ・緒機関との連携 ・行政との連絡 ・学校評価による対応状況評価 ・「校内いじめ防止基本方針」の見直し	<b>感染防止対策：(生指主任)</b> ・記録日誌の記入 ・職員会議での報告 ・「いじめ防止指導年間指導計画」の見直し
<b>心身ケア班：(養護+担任)</b> ・事後の心のケア ・家庭との連携	<b>校内研修：(研究主任)</b> ・生徒指導上の諸問題に関する研修の年間指導計画見直し	<b>ネット対応：(視聴覚主任)</b> ・ネット上のいじめ紹介等 ・ネチケット指導計画 ・次年度年間計画見直し
<b>地域連携班：(担任外)</b> ・地域啓発運動の計画立案 ・ポスターの作成等		

12 いじめ防止指導年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
生徒指導推進委員会	いじめ問題対策室設置	<p>平時：(いじめ問題対策室) 情報収集・連絡・報告等 発生時：(いじめ問題対策室) → 重大事態 (いじめ問題対策協議会の設置)</p> <p>職員会議ごとの生徒指導情報交換 (全職員で共通理解し、指導にあたる)</p>											いじめ問題対策室会議
		<p>友だちの日 (人権の日) の取り組み 【毎月第3水曜日に設置】</p> <p>道徳の授業実践、学級づくり、人間関係づくり</p>											
未然防止への取組	【道徳】 4月 友だちと仲良くなるろう	5月 言葉使いについて考えよう	6月 命の尊さについて考えよう	7月 みんなでなかよくあそぼう		9月 お年寄りを労る心を持とう	10月 ユニセフについて知ろう	11月 感謝の気持ちを持とう	12月 相手も自分も大切にしよう	1月 家族のことを見つめ直そう	2月 下級生にやさしくしよう	3月 自分の成長を振り返ろう	
		いじめアンケート実施	教育相談アンケート実施  教育相談週間					教育相談アンケート実施  教育相談週間	学校評価アンケート実施 児童保護者職員				
早期発見への取組													

【チェックポイント】

- いじめ問題の重大性を全教職員が認識している。
- 校内研修等でいじめの態様や特質、原因、背景、具体的指導上の留意点などについて共通理解を図っている。
- 学校長を中心に「いじめを生まない土壌づくり」(人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等)に組織的に取り組んでいる。
- 特定の教職員が抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応している。